

愛知県オンライン電子納品実施要領

令和8年3月

愛知県

目次

1. はじめに	1
1. 1 はじめに	1
1. 2 オンライン電子納品の概要	1
1. 3 オンライン電子納品の対象	1
2. 各段階の作業手順	2
2. 1 電子成果品データ取りまとめ〔受注者〕	2
2. 2 電子納品チェック〔受注者〕	2
2. 3 納品検査〔発注者〕	2
2. 4 成果品登録依頼〔発注者〕	3
2. 5 成果品仮登録〔受注者〕	3
2. 6 成果品確認、本登録〔発注者〕	3
2. 7 完了検査（委託業務）、完成検査（工事）〔受注者・発注者〕	3
3. 納品物について	3

1. はじめに

1. 1 はじめに

本要領は、電子成果品保管管理システム(以下、「保管管理システム」という。)へオンラインにより登録する手順などについて記したものである。

1. 2 オンライン電子納品の概要

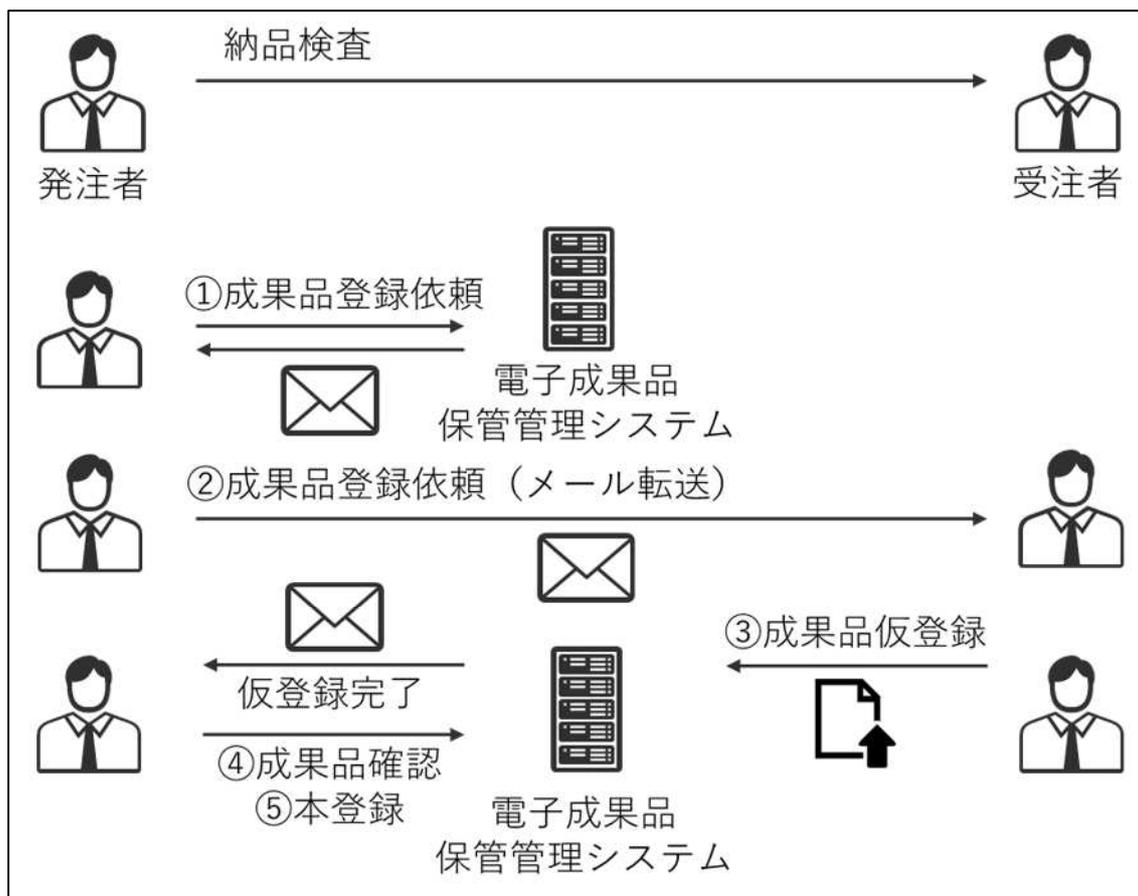


図1 オンライン電子納品イメージ

1. 3 オンライン電子納品の対象

電子納品の対象であり保管管理システムへの登録が必要となる以下の委託業務及び工事をオンライン電子納品の対象とする。

- ・情報共有システムを利用しない委託業務及び工事
- ・情報共有システムから納品しない委託業務及び工事

2. 各段階の作業手順

2. 1 電子成果品データ取りまとめ〔受注者〕

愛知県電子納品運用ガイドライン等に基づき、電子納品作成支援ツールを利用するなどし、管理ファイルなどを電子成果品として整理する。

表1 管理ファイルとフォルダ構成例

INDEX_D.XML	(業務管理ファイル)
INDE_D06.DTD	
・REPORT	(報告書フォルダ)
・REGISTER	(台帳フォルダ)
・DRAWING	(図面フォルダ)
・PHOTO	(写真フォルダ)
・SURVEY	(測量データフォルダ)
・BORING	(地質データフォルダ)
・ICON	(i-Construction データフォルダ)

2. 2 電子納品チェック〔受注者〕

前項で整理した電子成果品データに対し、国土交通省「電子納品に関する要領・基準」又は農林水産省の Web サイトで公開されている電子納品チェックシステムを実行し、エラーがないことを確認する。また、PDF での出力時(印刷時)に概要の目視チェック画面での受注者チェック欄のチェックと担当者名を記入の上、PDF ファイル化する。ファイル名は「chkres.pdf」とする。

なお、電子納品チェックシステムでのチェックによりエラーが検出された場合は、その解消を図ることを基本とするが、愛知県における電子納品の独自の運用によるエラーについては無視[※]してもよい。その他のエラーの対処方法については、国土交通省又は農林水産省が提供する電子納品チェックシステムの利用マニュアル等を参照すること。

※：無視して良いエラー例

国土交通省：「CAD ファイルのファイル形式が「P21」もしくは「P2Z」でないため、レイヤチェックを行いません。」

農林水産省：工事管理ファイルの発注者コードにおいて、「記入された値は NN-CALS コード表に含まれていません。」

2. 3 納品検査〔発注者〕

前項でのチェックが完了した成果品について、その内容を確認する。検査実施の方法については、受発注者間で協議し決定する。なお、納品検査とは、検査員による完了検査(委託業務)又は完成検査(工事)を指すものではなく、業務期間中に成果品

受領に先立ち監督員が実施するものである。

2. 4 成果品登録依頼〔発注者〕

納品検査が完了した成果品データについて、保管管理システムに登録するための準備として、システムで成果品登録依頼の操作を実施する。

システム操作後、発注側担当者宛にシステムからメールが送信されるので、そのメールを受注者(管理技術者等)へ転送する。

2. 5 成果品仮登録〔受注者〕

発注者からのメールに記載の URL へアクセスし、電子成果品データ一式を保管管理システムへアップロードする。

2. 6 成果品確認、本登録〔発注者〕

成果品の仮登録が完了すると、発注側担当者宛にシステムからメール送信される。システムに成果品が正常に登録されていることを確認し、本登録を実施する。

本登録の実施にあたっては、システム上で「チェック結果ファイル」をダウンロードする必要がある。

成果品に不備がある場合などは、再度「2. 4 成果品登録依頼」を実施し、仮登録を繰り返す。この場合、登録済みの成果品データは上書きされることとなる。

2. 7 完了検査（委託業務）、完成検査（工事）〔受注者・発注者〕

検査は、「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。

検査員は、成果品が電子成果品保管管理システムで本登録となっていることを確認する。

検査において修正指示がある場合、受注者はデータ修正を行い、再度電子成果品データを取りまとめる。修正後の再登録にあたっては、改めて「2. 4 成果品登録依頼」を実施する。この場合、登録済みの成果品データは上書きされることとなる。

3. 納品物について

オンライン電子納品を実施する委託業務もしくは工事については、電子媒体の提出は不要とする。なお、特記仕様書等で電子媒体の提出が規定されている場合は、この限りでない。

ただし、通信回線の事情等でオンライン電子納品を実施できないことが判明した場合、受発注者協議のうえ、電子媒体に格納して納品する。この場合、発注者により保管管理システムへ成果品データを登録すること。